(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字江田九〇四、九八二、九九六、一〇二四、字中津四八六、五九〇、六二六、六二七、六二八の二、六二九、六三三、六三三、八四〇、八五一、八五二、字大中尾七一八の一、字坂丸五一、五二の二、六〇〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田九〇四・九八二・九九六・一〇二四・字中津四八六・五九〇・六二六・六二七・六二八の二・六二九・六三三・六三三・八四〇・八五一・八五二・字大中尾七一八の一・字坂丸五一・五二の二・六〇〇（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５号
群馬県沼田市下之町1019番地
破産者　有限会社笹屋ホテル
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
千葉県成田市山之作280番地の１
破産者　小柴建設株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１２６号
千葉県佐倉市表町３丁目２番地14　ニューコート佐倉308
破産者　𠮷田　　稔
成年後見人　𠮷田　文枝
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８８号
千葉県白井市堀込１丁目５番７棟301号
破産者　光澤　勇朗
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９６号
千葉県印西市木下725番地87　メゾンドＳ101号
破産者　坂田　弘子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３７８号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目４番19号
破産者　株式会社あおぞら
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９号
東京都葛飾区青戸２丁目20番14号
破産者　有限会社福寿草
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８０号
東京都葛飾区立石７丁目13―16
破産者　工藤万里子
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１６号
川崎市高津区明津185番地
破産者　螢優工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７６０号
札幌市北区新琴似11条13丁目10番15号
破産者　有限会社拓越
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３５４号
埼玉県川越市大字小堤907番地２　ラ・ネックス川越208号室
破産者　岡井由紀夫
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３０３２号
東京都新宿区市谷薬王寺町70―1001
破産者　許　　清二
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３３号
東京都渋谷区道玄坂２丁目18番11号
破産者　株式会社Ｒ・Ｍインテグレーション
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３４号
埼玉県所沢市北中４丁目460―７
破産者　宮里　秀一
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８６号
東京都千代田区猿楽町２丁目１番１号
破産者　株式会社中央旅行
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０７５号
東京都品川区西五反田８丁目４番15号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区池上８丁目17番14号
破産者　株式会社ヴァージナル
1　決定年月日　平成25年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部